

県南広域振興局長告示第52号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成27年3月27日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311500532	ひまわり西園	奥州市水沢区寺領216番地	平成27年3月31日

2 自立訓練（生活訓練）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311500102	障がい者支援施設静山園	奥州市水沢区羽田町字門下11番地2	平成27年3月31日